

インフラ長寿命化計画に係る主な動き

主な経緯

- 国：平成 25 年 11 月 インフラ長寿命化基本計画を決定（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
- 国：平成 26 年 4 月 「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」等（総務大臣→地公体）
- 道：平成 26 年 7 月 道庁内に「インフラ長寿命化推進会議」設置
- 道：平成 27 年 6 月 「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定
- 国：平成 30 年 4 月 「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（総務省→地公体）
- 道：平成 31 年 3 月 「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改訂
- 国：令和 3 年 1 月 「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（総務省→地公体）
- 道：令和 4 年 3 月 「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改訂

個別施設計画の記載事項～国の「インフラ長寿命化基本計画（H25.11）」抜粋

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

[記載事項]

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2 ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

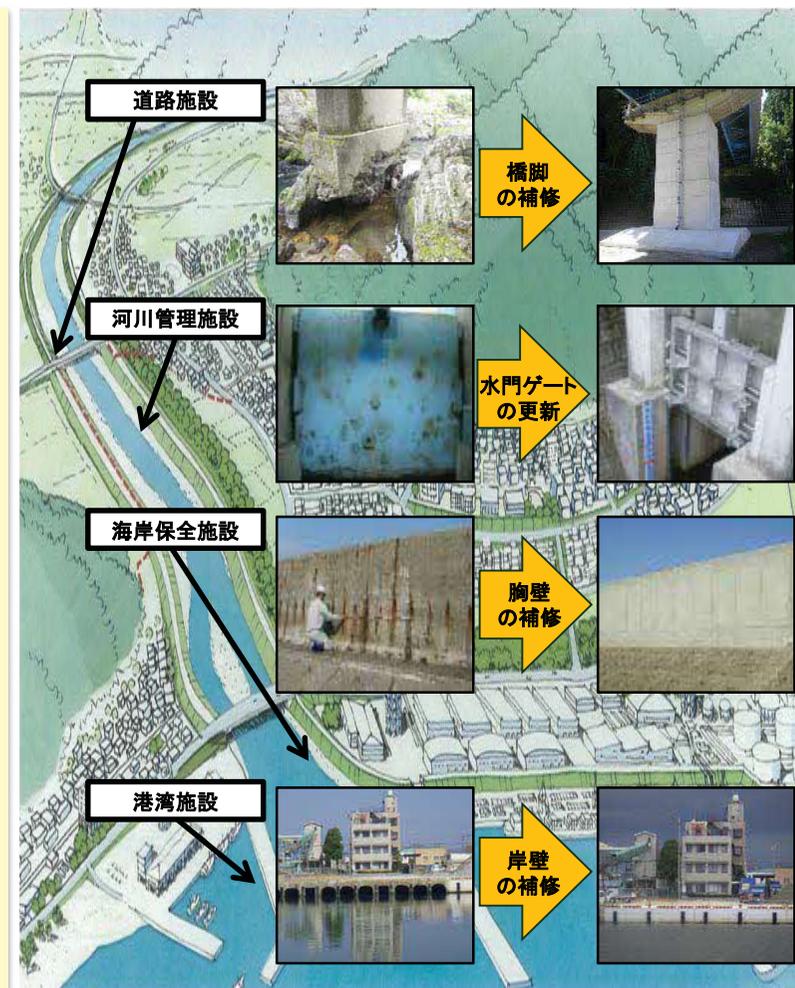
令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率0.5)。

個別施設計画に基づくインフラ老朽化対策の推進

- 地方公共団体等が管理するインフラ施設は、個別施設計画に基づく老朽化対策について、個別補助制度、交付金により支援しているところ。
- 個別施設計画における維持管理費用の見通しや費用縮減に係る記載が不十分となっている実態を踏まえ、施設の集約・撤去など、インフラの維持・更新コストの縮減に向けた具体的な方針を個別施設計画に記載することを要件化。

【主な施設への支援に対する対応】

	事業名	R2当初	R3当初	具体的取組み
道路	道路メンテナンス事業費補助	2,223億円	2,223億円 (+0億円)	個別施設計画に、橋梁の集約・撤去など費用の縮減に関する具体的な方針等を記載することを要件化。さらに、短期的な数値目標を定める場合には、優先的に支援を行う。
河川・ダム	大規模更新河川事業	14億円	15億円 (+1億円)	個別施設計画に、費用の縮減や施設の統廃合等に関する方針が記載されていることを補助要件化。
	施設機能向上事業	交付金の内数	交付金の内数	個別施設計画に、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する基本的な方針を記載することを要件化。
海岸	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	交付金の内数	交付金の内数	個別施設計画を見直す場合の支援要件に、維持管理費用の見通しやコスト削減について、個別施設計画に記載することを要件化。
港湾	港湾改修費補助	12億円	12億円 (+0億円)	個別施設計画に、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する基本的な方針を記載することを要件化。
	港湾改修事業	交付金の内数	交付金の内数	



※ 要件化の一部に経過措置を規定

新技術等を活用した効果的なインフラ老朽化対策の推進

- 国直轄事業では、新技術等の活用によりコスト削減や省力化の取組が進められ、効果を挙げている事例もあるが、地方公共団体においては、その活用が低調。
- 中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減等のため、コスト削減効果の高い新技術等の採用を予定している事業の優先採択や交付金の重点配分対象とする仕組みを導入。

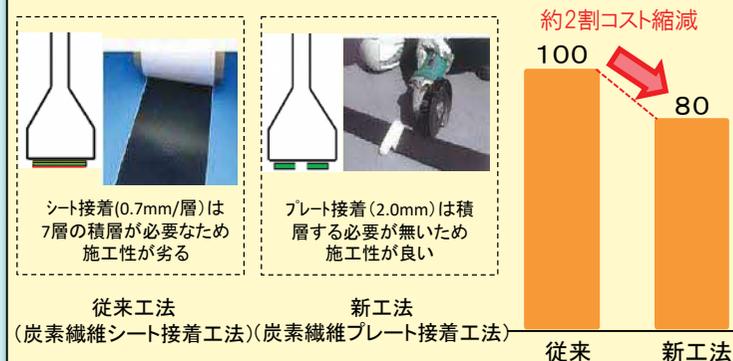
【主な施設における新技術等の導入への支援について】

	事業名	R2当初	R3当初	具体的取組み
道路	道路メンテナンス事業費補助	2,223億円	2,223億円 (+0億円)	個別事業において、コスト削減効果や省力化が見込まれる新技術等の活用を検討することを要件化。 コスト削減、省力化を試算し、新技術等を活用する場合には、優先的に支援する。
河川・ダム	大規模更新河川事業	14億円	15億円 (+1億円)	新技術等の活用による省力化が確認できることを補助要件化。(令和2年度から)
	施設機能向上事業	交付金の内数	交付金の内数	コスト削減効果などが見込まれる新技術等の導入検討を要件化するとともに、新技術等を活用した老朽化対策を重点配分の対象とする。
海岸	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	交付金の内数	交付金の内数	老朽化対策を支援する場合に、新技術等の導入検討を要件化。 個別施設計画に、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに盛り込む場合には、その計画変更に係る費用を新たに支援するとともに、新技術等を活用した老朽化対策を重点配分の対象とする。
港湾	港湾改修費補助	12億円	12億円 (+0億円)	老朽化対策を実施する場合に、コスト削減効果などが見込まれる新技術等の導入検討を要件化。 新技術等を活用する場合、優先的に支援する。
	港湾改修事業	交付金の内数	交付金の内数	老朽化対策を実施する場合に、コスト削減効果などが見込まれる新技術等の導入検討を要件化するとともに、新技術等を活用した老朽化対策を重点配分の対象とする。

※ 要件化の一部に経過措置を規定

【新技術等の活用事例】

(道路) 施工性に優れた炭素繊維プレート接着工法



(河川) 新技術によるトータルコストの削減

- ・ 樋門の無動力化(フラップゲート化)により、操作の省人化を図る。

【樋門の無動力化】

